

4 参考資料

1) モデル事例

～多摩川由来の崖線の緑保全に向けてのガイドライン～

～多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会設置要綱～

～多摩川由来の崖線の緑を考えるシンポジウム・ワークリー概要～

2) 多摩・島しょ広域連携活動助成金交付要綱（抜粋）

3) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」（抜粋）

多摩川由来の崖線の緑の保全に向けての ガイドライン



立川崖線 (青梅)



根がらみ崖線 (羽村)



拝島崖線 (福生)



布田崖線 (調布)



立川崖線 (昭島)



府中崖線 (府中)



青柳崖線 (国立)



立川崖線 (立川)

多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会

多摩川の浸食作用による崖地に生育した緑の連なりが、多摩川由来の崖線の緑です。崖線の緑は、自然の地形に残る貴重な自然環境であるとともに、湧水や動植物等とふれあいを持てる貴重な空間であり、東京の緑の骨格となっています。このガイドラインは、これらの多摩川由来の崖線の緑を、後世に向けて保全していくことを目的とし、行政と市民と企業等が保全に向けて現状や課題を共有するとともに、協働で崖線の緑の保全に向けた積極的な取り組みの方向性を示すものです。

ガイドラインの構成

基本認識の整理

崖線とは (⇒p2)

多摩川由来の崖線 (⇒p2)

崖線の緑の特徴 (⇒p2)

崖線の緑の保全に係る既往の計画内容 (⇒p3)

本ガイドラインで保全対象とする崖線やその区域を示すとともに、崖線の緑が市民に与える恩恵を、崖線の緑の特徴として取りまとめています。

また、崖線の緑を有する関係8市が、既に緑の基本計画等の行政計画で示している崖線の緑の保全について、取組の方向性を示しています。

現況評価の整理

崖線の緑の自然環境の現況評価 (⇒p4～p5)

現況評価の概要

現況評価の結果

ランクS・A・Bの崖線の緑の特徴

「崖線の緑保全の仕組みづくり調査(平成22年)」で、保全優先度の観点から行った崖線の緑の評価の概要と評価結果によるランク別の箇所数と面積を示しています。

また、同調査により、主に保全優先度が高いと評価された崖線の緑の特徴を取りまとめています。

課題の整理

崖線の緑の保全に向けた課題 (⇒p6)

緑の担保性が低い

所有者への管理支援が薄い

緑の保全に向けた市民意識の醸成が必要である

行政・市民・企業等の連携が必要である

崖線の緑の自然環境の現況評価や、近年の崖線の緑を取り巻く社会背景を勘案し、今後、崖線の緑の連続性を確保しながら、今ある緑を保全していく上で抱える問題点や必要な視点を、崖線の緑の保全に向けた課題として示しています。

保全方策の提示

崖線の緑の保全に向けた今後の保全方策 (⇒p7～10)

緑の担保性を高めていく

所有者への管理支援を強化する

緑に対する市民への関心・認識を高め活動につなげる

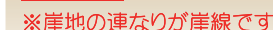
行政・市民・企業等が連携し総合的に取り組んでいく

課題を受けて、崖線の緑を保全していくために、行政・市民・企業等が協働で進めていく方策とそれを推し進めるための具体的な取組を示しています。

また、各主体が積極的に取組を進められるよう、各市の取組実績や支援施策等も併せて紹介しています。

崖線とは

← 台地 → ← 斜面地 → ← 低地 →



多摩川由来の崖線

武蔵野段丘

国分寺崖線

立川段丘

立川面

青柳面

拝島面

沖積低地

多摩川

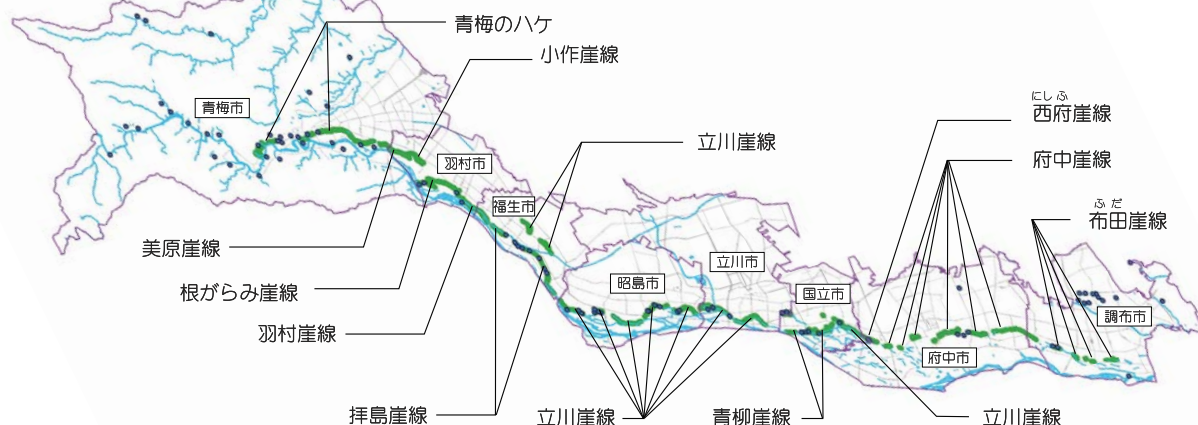
多摩川由来の崖線

多摩川由来の崖線の位置

崖線の緑の特徴

崖線は、急傾斜で崩れやすいため、土地を保全するという観点から、崖線の樹木は、伐採されることなく保護されてきたため、多くが名木や大木として残っています。また、神社や寺院の鎮守の森として残されたところもあり、地域のシンボルとして親しまれている樹木も多くあります。

崖線は、武蔵野の方言では、「ハケ」や「ママ」などと呼ばれ、それぞれの地域によって、地元の人々に親しまれた呼び名がついています。



多摩川由来の崖線の保全に係る既往の計画内容

崖線の緑を有する関係8市では、緑の基本計画等の行政計画において、崖線の緑の保全方針や施策を示しています。これらを踏まえながら、さらに内容の充実を図り、崖線の緑の保全を進めていきます。

青梅市

- * 市街地に近い崖線は、自然環境や景観との調和を図り、市民が憩える場等となるよう検討していく。
- * 青梅市内の(多摩川)中流部では崖線樹林の保全を図り、一部は公園として自然環境や景観を保全しながら、市民が利用しやすい整備を進めていく。
- * 市街地に連続して残る貴重な樹林については、特別緑地保全地区等の制度を活用しながら、緑地の保全を図る。



千ヶ瀬特別緑地保全地区に指定した崖線の緑(青梅市)

羽村市

- * 崖線の緑、水辺、公園等の緑の資源を、道路の緑化、緑道整備により、緑のネットワークを進めていく。
- * 開発に伴い、崖線の緑が分断されているところは、復元を図っていく。
- * 市民との協働で樹林地の整備、保全を進めていく。



市民との協働による崖線の緑の管理(羽村市)

福生市

- * 崖線の緑に連続性をもたせるため、崖線沿いの散策路の整備を推進する。
- * 樹林地の永続性を担保していく方策を進めていく。
- * 樹林地の公有地化をすすめる。



崖線沿いに整備したせせらぎ遊歩道(福生市)

昭島市

- * 関係自治体と連携し、崖線の緑の一体的な保全に向けた取組を推進していく。
- * 崖線の緑地について公有地化を図っていく。
- * 市民団体による崖線の緑の保全活動を支援していく。
- * 地権者が樹林地を保持し続けられるように、市長会を通じて、相続税の軽減を要請していく。



公有地化を図った崖線の緑地(昭島市)

立川市

- * 立川崖線の緑の途切れている部分は緑化を進め連続性を確保する。
- * 立川崖線の緑は、生物の生息拠点として生物環境にふさわしい整備を進める。
- * 立川崖線の貴重な自然環境を緑地・公園として公有地化を図っていく。
- * 立川崖線の斜面林は郷土の緑として将来に残していく。



立川公園として整備した崖線の緑(立川市)

国立市

- * 特に、重要な樹林地は、地権者の理解と協力の下、市民参加による管理活動をする。
- * 崖線の魅力発信や自然学習の場を整備していく。
- * 土地区画整理事業等のまちづくり事業と連携して、公園整備をすすめていく。



市民参加による崖線の緑の管理(国立市)

府中市

- * 崖線の樹林を良好な状態に保つため、市民や事業者の協力の下、維持管理を実施する。
- * 地権者の協力の下、市民緑地制度を活用し、一般に利用できるように開放していく。
- * 都市緑地法や条例に基づく地域制緑地制度を活用し、崖線の緑の担保性を高めていく。
- * 特に、重要な樹林地は、地権者の協力を得て、公有地化をすすめていく。
- * 崖線の周辺を対象に、地区計画、緑地協定の適用を検討し、市民と協働で緑化を推進していく。
- * 崖線周辺の湧水を保全するため、地下に雨水を誘導する雨水浸透枡の設置を促進する。



府中崖線西府町緑地として整備した崖線の緑(府中市)

調布市

- * 崖線の緑の連続性を促進するため、保全の仕組みづくりを考慮する。
- * 社寺林の保全を促進し、歴史と文化とのふれあいの場としての充実を図る。
- * 水辺の生物生息環境の保全・回復を図るため、生き物の生息地をめぐる緑道・散策路の整備や観察スポットの整備を推進する。
- * 崖線などで自然とふれあえる自然観察会の開催を推進する。



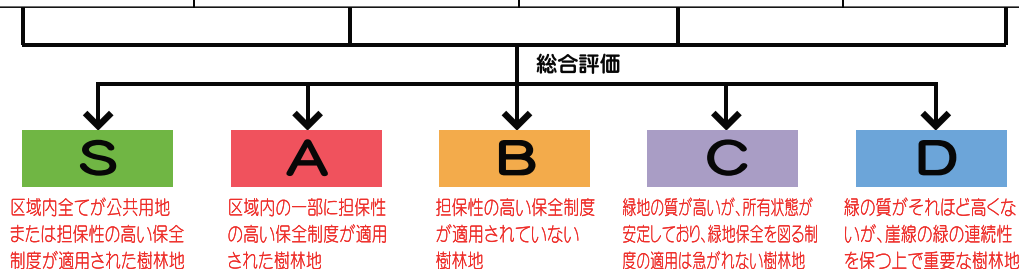
市民参加による崖線の緑の清掃活動(調布市)

崖線の緑の自然環境の現況評価

現況評価の概要

崖線の緑の保全を一層進めるために、当協議会は平成22年度に実施した「崖線の緑保全の仕組みづくり調査」を踏まえ、崖線の緑の現況評価を行いました。現況評価は、96箇所(58.0ha)の崖線の緑を対象とし、「保全制度の適用状況」「所有状態の安定性」「計画条件・市の方針」「自然的条件と社会的条件」等を評価軸に、ランクS・A・B・C・Dの5段階に評価し、評価した緑の位置を明らかにしました。なお、既に担保性の高い制度で保全が図られているランクS及び保全優先度の高いランクA・Bの緑の特徴は次頁に示すとおりです。

評価軸	保全制度の適用状況	所有状態の安定性	計画条件・市の方針	自然的条件と社会的条件
評価項目	・特別緑地保全地区や都緑地保全地域等の指定の有無 ・都市計画公園・緑地・都市公園等の計画の有無 ・その他の法・条例・要綱による保全制度等の適用の有無	・土地所有状況 ・管理の状況の良悪 ・ボランティア活動団体の有無	・「緑確保の総合的な方針」に基づく確保地等の水準 ・行政計画による位置付けの有無	・植生 ・規模 ・傾斜と高低差 ・湧水の有無 ・河川・水路・農地との一体性 ・希少種などの存在 ・歴史的文化財との一体性 ・屋敷林の有無 ・景観重要度 ・都市公園等との連続



現況評価の結果

現況評価の結果、多摩川由来の崖線の緑58.0haのうち、「ランクS」は8.5ha(14.6%)、「ランクA」は約36.7ha(63.2%)、「ランクB」は約7.2ha(12.4%)、「ランクC」は0.6ha(1.1%)、「ランクD」は5.0ha(8.7%)です。崖線の緑のうち、保全優先度の高い「ランクA」「ランクB」の緑は全体の43.9ha(75.6%)を占めています。

市名	ランク S	ランク A	ランク B	ランク C	ランク D
青梅市	1	3	1	0	5
羽村市	2	9	0	0	1
福生市	3	5	2	0	2
昭島市	2	8	3	0	0
立川市	2	4	1	0	2
国立市	2	4	0	1	4
府中市	2	12	3	0	3
調布市	0	2	2	0	5
合計	14 8.5	47 36.7	12 7.2	1 0.6	22 5.0

※各市欄の数値は箇所数を、合計欄の上段は箇所数、下段は面積(ha)を示している



凡例: ■ ランクS ■ ランクA ■ ランクB ■ ランクC ■ ランクD

ランクS・A・Bの崖線の緑の特徴

保全優先度を把握するため、「崖線の緑保全の仕組みづくり調査」において18の評価項目に沿って評価したランクS・A・Bの崖線の緑の特徴は以下のとおりです。

ランクS の崖線の緑

樹林地の全てが、既に特別緑地保全地区等の担保性の高い制度で緑地の保全が図られています。また、樹林地の全てが、緑を保全することを目的とする公共用地となっています。



全て日向和田臨川庭園
(青梅市)



全て矢川緑地
(立川市)

評価軸	評価項目	評価内容	備考
適正な保全状況の確保	特別緑地保全地区や都緑地保全地域等の指定の有無	全て	矢川緑地保全地域
	都市公園・緑地・都市公園等の指定の有無	一部	矢川緑地(都公)
	その他の法・条例・要綱による保全制度等の指定の有無	ない	
安定性の高い所有状況の確保	土地所有状況	公	
	管理の状況の良悪	良い	
	ボランティア活動団体の有無	ある	
劣化対策	「緑確保の総合的な方針」に基づく方針の水準	その他	
	行政計画による位置づけの水準	ない	

①樹林地全てが担保性の高い都緑地保全地域に指定されているため、ランクSに評価。

評価軸	評価項目	評価内容	備考
自然的条件	植生(緑の質)	樹林優	
	規模(面積)	0.3ha以上	2.13ha
	傾斜と高低差(傾斜30度以上かつ高低差5m以上)	ない	
	湧水の有無	ある	
	河川・水路・農地との一体性	ある	
	希少種などの存在	ある	ナガエミクリ、ミクリ
社会的条件	歴史的文化財との一体性	ない	
	屋敷林の有無	ない	
	景観重要度	高	
	都市公園等との連続性	ある	矢川緑地(都公)

自然的条件+社会的条件

総合評価

S

ランクA の崖線の緑

緑の保全を目的とする制度が樹林地の一部でもかかっている樹林地です。今後は、樹林地の全てにおいて、担保性の向上を図っていく必要があります。



一部が稲荷緑地
(公有地は7割)(羽村市)



一部が立川崖線緑地保全地域
(公有地は3割)(昭島市)

評価軸	評価項目	評価内容	備考
適正な保全状況の確保	特別緑地保全地区や都緑地保全地域等の指定の有無	一部	谷保の城山歴史環境保全地域
	都市公園・緑地・都市公園等の指定の有無	一部	城山公園(都公)
	その他の法・条例・要綱による保全制度等の指定の有無	ない	
安定性の高い所有状況の確保	土地所有状況	公、個	
	管理の状況の良悪	良い	
	ボランティア活動団体の有無	ある	
劣化対策	「緑確保の総合的な方針」に基づく方針の水準	確保候補地	
	行政計画による位置づけの水準	ない	

②樹林地の一部が担保性の高い都緑地保全地域に指定されており、さらに一部が緑の保全を目的とした都市公園内であるため、ランクAに評価。

評価軸	評価項目	評価内容	備考
自然的条件	植生(緑の質)	樹林良	
	規模(面積)	0.3ha以上	1.91ha
	傾斜と高低差(傾斜30度以上かつ高低差5m以上)	ない	
	湧水の有無	ある	
	河川・水路・農地との一体性	ある	
	希少種などの存在	ある	キツネノカミソリ
社会的条件	歴史的文化財との一体性	ある	城山
	屋敷林の有無	ある	
	景観重要度	高	
	都市公園等との連続性	ある	城山公園(都公)

自然的条件+社会的条件

総合評価

A

ランクB の崖線の緑

緑の質は高いが、緑の保全を目的とする制度がかかっていない民有地であり、早急に緑の保全を図る必要がある樹林地です。

また、緑の質はそれほど高くないが、緑の保全施策の推進上、早急に緑の保全を図る必要がある樹林地です。

評価軸	評価項目	評価内容	備考
適正な保全状況の確保	特別緑地保全地区や都緑地保全地域等の指定の有無	ない	
	都市公園・緑地・都市公園等の指定の有無	ない	
	その他の法・条例・要綱による保全制度等の指定の有無	ない	
安定性の高い所有状況の確保	土地所有状況	公、個	
	管理の状況の良悪	普通	
	ボランティア活動団体の有無	ない	
劣化対策	「緑確保の総合的な方針」に基づく方針の水準	確保候補地	北西部分
	行政計画による位置づけの水準	ない	

①樹林地に対して保全制度が未適用である。

③ほぼ民有地であり、所有状態が安定していないため、ランクBに評価。

評価軸	評価項目	評価内容	備考
自然的条件	植生(緑の質)	樹林優	
	規模(面積)	0.3ha以上	0.71ha
	傾斜と高低差(傾斜30度以上かつ高低差5m以上)	ある	
	湧水の有無	ない	
	河川・水路・農地との一体性	ある	
	希少種などの存在	ない	
社会的条件	歴史的文化財との一体性	ない	
	屋敷林の有無	ない	
	景観重要度	高	
	都市公園等との連続性	ある	富士見第二公園(都公)

自然的条件+社会的条件

総合評価

B

②自然的条件と社会的条件の合計評価点が高い(8割以上)。

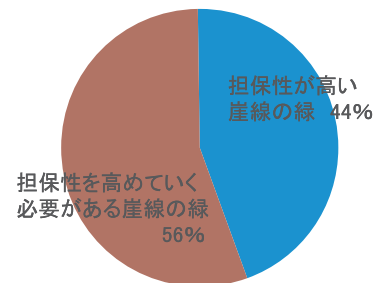
崖線の緑の保全に向けた課題

近年、崖線の緑は、民間事業者による住宅地開発等により、分断・消失しています。また、所有者の不在や高齢化に伴い管理が行き届いていない緑もあります。今ある緑を保全しながら崖線の緑の連続性を確保していく上で抱える問題点や必要な視点等の課題は以下のとおりです。

緑の担保性が低い

崖線の緑の自然環境の現況評価(p4)に示したランクA・Bのうち、特別緑地保全地区や都緑地保全地域等の開発規制力の強い制度が適用されていたり、都市公園等の公有地として担保されている崖線の緑は、約44%あります。また、緑の保全制度が適用されていなかったり、開発規制力が弱い保全制度のみの運用にとどまっており、今後消失のおそれがあるため、担保性を高めていく必要がある崖線の緑は、約56%あります。

今ある緑を残していくために、これらの緑の担保性を高めていく必要があります。

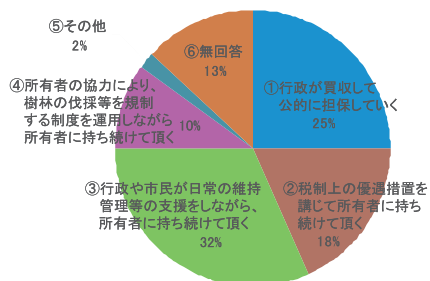


崖線の緑の担保性の高低の割合
※ランクA・Bの崖線を対象としGISにより算出

所有者への管理支援が薄い

崖線の緑の所有者は、剪定や害虫駆除、施肥等の日常的な管理負担に加え、ゴミ等の不法投棄への対応、枯枝・枯木等の除去等の問題も抱え、近年は、所有者の不在や高齢化等により、管理が行き届いていない緑もあります。これまで、保存樹林等に指定している一部の所有者に対しては、費用面での支援は進めていますが、管理作業面も含めて、今なお所有者への負担が大きいのが現状です。

崖線の緑を保全するためには、日常的な維持管理が不可欠であり、所有者への管理支援を強化していく必要があります。

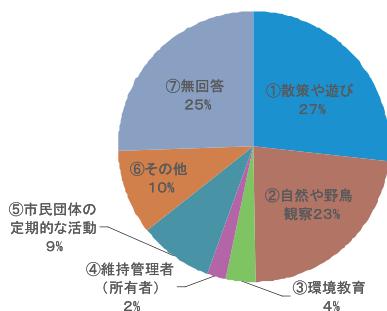


崖線の緑を考えるシンポジウムでのアンケート結果
(設問:今後の崖線の緑の保全方法としてふさわしい手法は何であると思いますか。)

緑の保全に向けた市民意識の醸成が必要である

多摩川由来の崖線の緑を考えるシンポジウム(平成23年11月/当協議会主催)の参加者アンケートの結果によると、崖線に訪れた目的は「散策や遊び」「自然や野鳥観察」が50%を占めており、崖線の緑が市民の日常生活と密着した存在であることが伺えます。

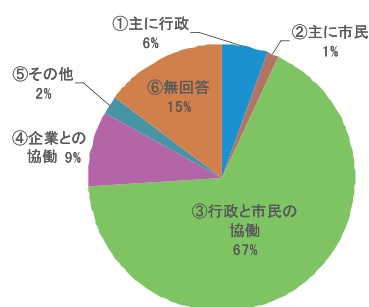
市民が崖線の緑から得られる恩恵を認識し、保全に向けた理解を高め、緑の保全に係る具体的な活動に自発的・積極的に参加していくための様々な取り組みが必要です。



崖線の緑を考えるシンポジウムでのアンケート結果
(設問:多摩川由来の崖線に訪れた目的は何ですか。)

行政・市民・企業等の連携が必要である

崖線の緑は、現在、青梅市から調布市までの8市にまたがっています。崖線の緑の連続性を保ちながら保全を進めるためには、保全制度を運用する行政間や事業を進める各自治体、緑の保全活動に係る市民団体・ボランティア団体等、各主体が、共通理解のもとで、横断的に取り組みを推進していく必要があります。



崖線の緑を考えるシンポジウムでのアンケート結果
(設問:今後の崖線の緑の保全の主体は、誰が担うべきだと思いますか。)

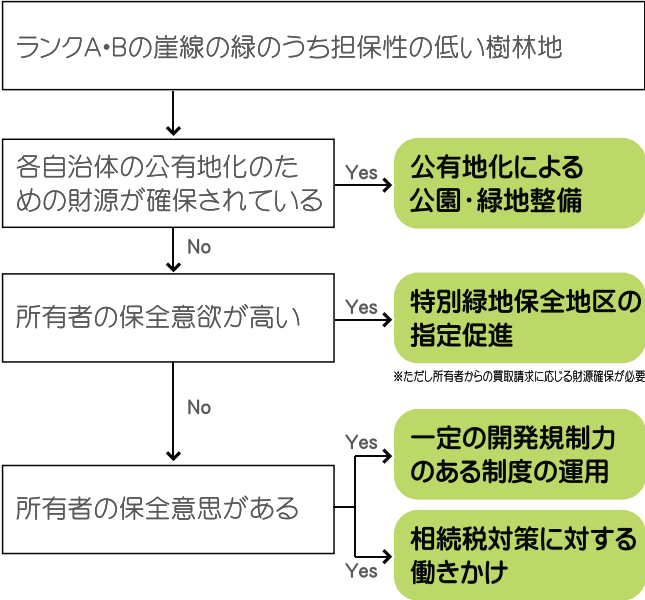
崖線の緑の保全に向けた今後の保全方策

崖線の緑の連続性を高め、質の高い緑を後世に引き継いでいくため、崖線の緑の保全に向けた四つの課題から今後の行政と市民と企業等が協働で進めていく保全に向けた方策を以下に示します。

緑の担保性を高めていく

崖線の緑の保全に向け、最も効果的な方策としては、公有地化の推進や開発規制力の強い制度の運用等により、緑の担保性を高めることです。しかし、これらの方策は、行政の財政負担を伴うため、優先度や最適な具体化方策を判断し、効率的かつ効果的な運用が必要です。

崖線の緑は、崖線の緑の自然環境の現況評価(p4)に示した保全優先度の高いランクA・Bのうち、担保性の低い樹林地から優先的に担保性を高めていきます。具体的な進め方は、右図のフローに示すとおりで、各自治体の方針や所有者の意向を踏まえた具体化方策を進めていきます。また、制度の運用のみで担保性を高めていくことが難しい緑もあります。これらの緑は、所有者に持ち続けてもらえる支援施策を制度と連動して運用したり、税制対策等も併せて進めていきます。



緑の担保性を高めていくための具体的な進め方

●具体的な取組●

公有地化による公園・緑地整備

ランクA・Bの崖線の緑を保有する自治体に、公有地化のための財源が確保されている場合には、対象の緑の公有地化を図り、市民が憩える公園・緑地として整備を進めていきます。

特別緑地保全地区の指定促進

ランクA・Bの崖線の緑の所有者の保全意欲が高い場合には、特別緑地保全地区(※1)の指定拡大・新規指定を進めていきます。同制度は、相続時には所有者からの買取請求に応じられるよう、自治体は買取りのための財源を確保しておく必要があります。

一定の開発規制力のある制度の運用

特別緑地保全地区の指定が難しい場合は、開発規制力が弱い、一定期間内は保全の効力を有する保存樹林・保存樹木等(※2)、市民緑地(※3)等を運用していきます。
なお、所有者の費用面での負担軽減を図り、制度の運用を促進するためには、各制度の指定区域等の重複指定(※4)や所有者の費用負担の軽減に向けた支援施策の推進(※5)により、制度の運用を図ります。

相続税対策に対する働きかけ

所有者が土地を持ち続けられない理由の一つとして相続税の発生によるものがあります。所有者の費用面での負担を軽減していくため、協議会が主体となり、特別緑地保全地区や市民緑地の相続税の評価減等について国へ働きかけていきます。

※1 特別緑地保全地区 (根拠法:都市緑地法) 東京都若しくは各市と所有者が永年指定を行うもので、指定により、所有者には開発行為に対して厳しい許可制が適用される規制制度です。崖線の緑では、千ヶ瀬特別緑地保全地区(青梅市)が指定されています。

指定のメリット		
行政	* 指定基準がなく、制度を運用しやすいのが特徴です。 * 土地の買収費用について国からの補助を活用することができます。	所有者
		* 固定資産税が、最大1/2まで減免されます。 * 相続税が、8割評価減になります。 * 自治体による土地の買収を申し出ることが可能となります。

※2 保存樹林・保存樹木等 樹木等の保護・育成を図るために、所有者の同意を得て自治体が指定する制度です。開発規制はありま
(根拠法:都市の美観風致を維持す せんが、指定期間内は緑の保全に寄与します。所有者へは、維持管理費の補助や奨励として助成金交付等
るための樹木の保存に関する法律等) を行っています。崖線の緑では、羽村・福生・昭島・立川・国立・府中・調布の7市が制度の運用を行っています。

市	名称	指定基準	指定期間	助成内容
羽村	保存樹林地	1,000㎡以上	5年以上	・固定資産税及び都市計画税の合計額の80%に相当する額を減額。
	保存樹木	市の基準による	特になし	・1本につき、年額5,000円を支給。
福生	保存樹林地	7a以上	5年以上	・宅地介在山林は固定資産税及び都市計画税の合計額の80%以内の額、一般山林は1㎡にあたり23円を乗じた額を奨励金として支給。
	保存樹木	市の基準による	5年以上	・1本につき、年額2,000円を支給。
昭島	保存樹林 ※市民向けは公開樹林	300㎡以上 ※樹林にはサイン設置	特になし ※公開樹林は5年	・保存樹林は毎年度10円/㎡、公開樹林は該年度の固定資産税と都市計画税の合計額の90%に相当する額を補助。
	保存樹木	市の基準による	基準を満たす間	・5年以上の間隔で、剪定にかかる費用の2/3を上限10万円で補助。
立川	保護樹林	300㎡以上	特になし	・使用貸借契約を締結し、固定資産税、都市計画税の100%を減免。
	保存樹林	300㎡以上	特になし	・1㎡につき、年額100円を補助金として支給。
	保存樹木	市の基準による	特になし	・1本につき、年額4,500円を補助金として支給。
国立	特別緑地	3,000㎡以上	10年以上	・1㎡につき、年額10円を補助金として支給。
	保存樹林	330㎡以上	5年以上	・1㎡につき、10円を補助金として支給。
	保存樹木	市の基準による	10年以上	・1本につき、年額3,000円を補助金として支給。
府中	保存樹林	330㎡以上	5年以上	・固定資産税及び都市計画税の合計額の75%に相当する額を減税。
	保存樹木	市の基準による	5年以上	・1本につき、年額4,000円(神社・仏閣及び私立学校については1,500円)を奨励金として支給。
調布	保全地区 ※特に貴重なものは特別保全地区	300㎡以上	特になし	・固定資産税及び都市計画税の合計額の85%に相当する額を補助金として支給。
	保存樹木 ※特に貴重なものは特別保全地区	市の基準による	特になし	・1本につき、4,000円を補助金として支給。また10㎡以上の保存樹木は剪定補助として、3年に一度50万円を上限として剪定費用の1/2の額を補助金として支給。

※3 市民緑地 所有者と自治体が5年以上の契約を結び、緑を保全すると同時に公開する制度です。開発規
(根拠法:都市緑地法) 制はないが、指定期間内は緑の保全に寄与します。市民緑地の指定により、所有者へは、管理負
担の軽減や税制の優遇等のメリットがあります。

	指定のメリット
所有者	* 契約期間が20年以上等の要件に該当する場合は、相続税が2割評価減となります。 * 土地を自治体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税の100%が減免となります。 * 所有者に代わって自治体等が緑地管理を行うことができます。 ※条例等の運用により自治体に代わって市民団体が管理を代行することもできます。

※4 各制度の指定区域等の重複指定

市民緑地は、20年以上で契約した場合、相続税の評価が2割減となります。所有者の崖線の緑への保全意思が高い場合には、既に保存樹林等の制度が適用されていても、それらの樹林を公開し、所有者の費用負担を軽減させながら、担保性の向上も図っていけるよう、指定区域等の重複指定を進めていきます。

※5 所有者の費用負担の軽減に向けた支援施策の推進

現在、保存樹林・保存樹木等の制度の所有者に対する助成内容は、主に、維持管理費の一部を補助する支援を運用しています。同制度の指定を一層進めてもらえるよう、保存樹林・保存樹木等に対して固定資産税や都市計画税の減免・免除・相当分の補助等の支援施策の運用も検討していき、所有者に対する優遇措置を更に進めていきます。

所有者への管理支援を強化する

崖線の緑の保全に向けて不可欠な維持管理を継続してもらうため、所有者の負担の大きい「管理費用」と「管理作業」の両面から、所有者の支援を強化していきます。管理費用の支援は、所有者に対して、崖線の緑の日常的な維持管理に掛かる費用負担を軽減する施策を進めます。管理作業の支援は、崖線の緑の実質的な維持管理が難しい所有者に代わり、市民や企業等が管理代行を担うことができる体制を整え、作業面での支援を進めます。さらに、これらの管理支援に必要な費用に充てられる財源も整えていきます。

●具体的な取組●

管理費用面での支援 施策の推進

剪定や施肥等の維持管理に掛かる所有者の費用負担を軽減するため、保存樹林・保存樹木等の制度(※2)の適用と連動した維持管理費の助成等を一層進めていきます。

管理作業面での支援 施策の推進

管理支援に向けた 基金の創設・運用

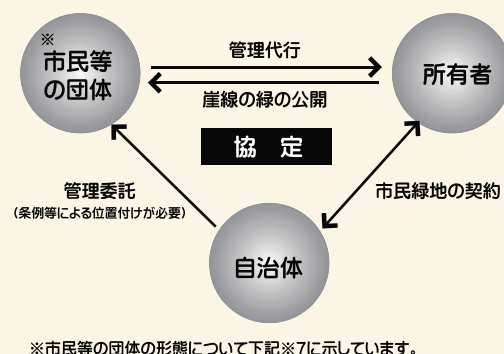
実質的な維持管理が難しい所有者の管理作業面での負担を軽減するため、市民や企業等が主体となり管理代行を担うことができる支援体制を確立していきます。具体的に、行政と市民・企業等と所有者の協定による管理代行の推進(※6)により、所有者を支援していきます。

所有者への維持管理費の助成や市民団体等による管理代行のために必要な費用等を積み立てる基金を新たに創設・運用していきます。

※6 行政と市民・企業等と所有者の協定による管理代行の推進

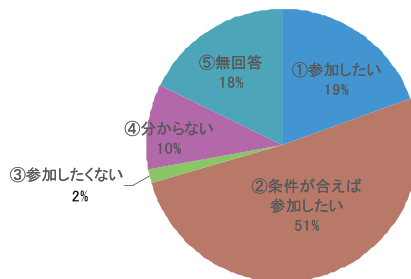
管理代行では、その支援体制が永く続くように、所有者と市民等の双方にメリットがある仕組みを構築していく必要があります。民有地の崖線の緑が、市民等にとっては、公園のような憩える場となり、所有者は管理を代行してもらえる場となるような仕組みづくりを進めます。

まず、所有者と自治体が土地使用賃借による契約を結んで市民緑地とします。同時に、市民・所有者・自治体の三者が維持管理に関する協定を結び、条例等に基づき自治体が市民等に管理委託を行い、市民等が主体となって、市民緑地の維持管理を行っていきます。



緑に対する市民等への関心・認識を高め、活動につなげる

崖線の緑の保全は、所有者や行政による担保性の向上や維持管理だけではなく、市民や企業等との協働が必要です。市民や企業等は、崖線の緑の保全に対する関心・認識を高め、維持管理やイベント等へ自発的に参加することが重要であるといえます。多摩川由来の崖線の緑を考えるシンポジウム(平成23年11月/当協議会主催)の参加者アンケートによると、今後の崖線の緑に係る維持管理活動への参加について「参加したい」と「条件が合えば参加したい」という回答が70%を占めており、崖線の保全に向けた自発的な活動につながる魅力ある取組を進めていきます。



崖線の緑を考えるシンポジウムでのアンケート結果
(設問:今後の崖線の緑に係る維持管理活動へ参加したいと思いますか。)

●具体的な取組●

普及啓発活動の充実

市民等へ崖線の緑の関心や認識を高めるため、パンフレットの発行やホームページの立ち上げ等を行います。また、協議会や自治体が主体となり緑の保全の必要性を伝えるシンポジウムや観察会、ウォーキングラリー等のイベントも定期的に開催していきます。

多種多様な活動団体の 新設・拡大

管理代行による管理支援、イベントの企画運営等、崖線の緑の保全に係る活動内容に応じて、その活動を行うことができる活動団体(※7)の新設や拡大を支援していきます。

各種活動のための 助成制度等の活用

市民等による各種活動を費用面で支援する既存の制度として、緑の保全活動等を行うことを目的としたNPO法人や任意団体等に助成する東京の緑を守ろうプロジェクト助成(※8)、町会や自治会が行う活動を後押しする地域の底力再生事業助成(※9)を積極的にPRしていきます。また、区市町村を対象とする各種補助制度(※10、11)を活用していきます。

※7 多種多様な活動団体の形態

活動を行う形態	特 徴
任意の市民団体	* 一定の目的を有する人たちが集まり活動する団体です。
特定非営利活動団体 (NPO法人)	* 任意団体が、一定の公益に資するサービスの提供を目的に活動する法人格を取得した団体です。対外的に社会的信用が高まり、寄付や助成が受けやすい等のメリットも期待できます。
緑地管理機構	* NPO法人等で緑の保全活動をしている団体が、市民緑地(※3)の設置や管理、土地の買入れ等、団体がより一層の活動の拡大を図ることを目的とした法に基づく団体です。

※8 東京の緑を守ろうプロジェクト助成

(実施主体:東京都・一般財団法人セブンイレブン記念財団)

対象	都内に所在するNPO法人や任意団体等	期間	単年度か最長3年間
金額	年間30万円まで(最長3年間)か年間10万円まで(単年度)	募集	年1回

東京に残る樹林地等の維持保全活動や、緑の少ない市街地において緑を増やす活動、都民が緑や自然に親しむきっかけをつくる活動等、市民団体が東京の緑を守り育てる活動を行う場合に、その活動費用を支援する助成制度です。

※9 地域の底力再生事業助成(実施主体:東京都)

対象	都内に所在する地縁団体(町会・自治会)	期間	1年間
金額	20万円~200万円(市民活動事業)	募集	年1回

地域の担い手である町会・自治会が行う地域の課題を解決するための先駆的な取組や地域の活力を増進し、住民相互の「共助」を推進する事業に対して、東京都が行う助成制度です。

※10 東京都地域と連携した環境政策推進のための区市町村補助制度

(実施主体:東京都)

対象	都内の区市町村	期間	1年間
金額	対象費用の1/2を予算の範囲内で助成	募集	年1回

区市町村への補助を通じ、緊急性及び重要性の高い環境施策のうち、区市町村への波及効果が多く、地域で実施すべきものを支援し、地域と連携した環境政策の推進を図る助成制度です。実施主体は各区市町村ですが、NPO団体や民間事業者等への委託や協働事業も助成可能です。

※11 みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成

(実施主体:(財)特別区協議会、(財)東京市町村自治調査会)

対象	都内の区市町村	期間	1年間
金額	上限150万円	募集	年1回

東京のみどりの保全や地球温暖化防止に資する普及啓発等の取組を行う区市町村に対して、公益財団法人特別区協議会及び財団法人東京市町村自治調査会が行う助成制度です。

行政・市民・企業等が連携し、総合的に取り組んでいく

崖線の緑は関係8市をまたがる広域的に連続した地形的特徴があることから、効果的かつ効率的な保全を進めるために、保全に係る各主体は、各自の取組とともに横断的かつ総合的に取り組んでいきます。

当協議会は、崖線の緑の現状・課題について逐次認識、保全方策についての情報を共有しあい、協議の継続・発展を図っていきます。各自治体では、関係部署と連携して崖線の緑の保全に取り組み、特に開発担当部局とは保全対策について調整を図っていきます。維持管理活動の主体となる市民団体等は、協働運営のためのプラットフォームづくりにより、市民団体間の連携を高めていきます。行政は、市民団体と所有者、市民団体同士のつながりを強め、保全に向けた円滑な取組が進むように調整役としての役割を担っていきます。

●具体的な取組●

協議会の継続・発展

協議会には、構成自治体同士の協議により、崖線の緑の現状・課題への認識、保全に向けた方策について情報を共有し合う機能があります。また、保全方策を進める上で、普及啓発のイベント開催等、自治体毎に実施するよりも効果的であり、費用軽減も図ることができます。当協議会は、今後も継続・発展し、活動の幅を拡大していきます。

保全施策の総合性の確立

各市の緑地の保全や緑化の推進等は、都市緑地法に基づく緑の基本計画に基づき進めていきますが、この中に、崖線の緑の保全に関して、保全優先度の高い緑や保全方策等についても位置づけ、個々の崖線の緑の保全施策事業を展開していきます。

土地利用の転換に伴う緑の保全対策についての調整

土地利用の転換に伴う緑の減少を最小限にとどめられるように、担当部局とは保全対策について庁内調整を図っていきます。

市民団体間の連携による横断的な活動の展開

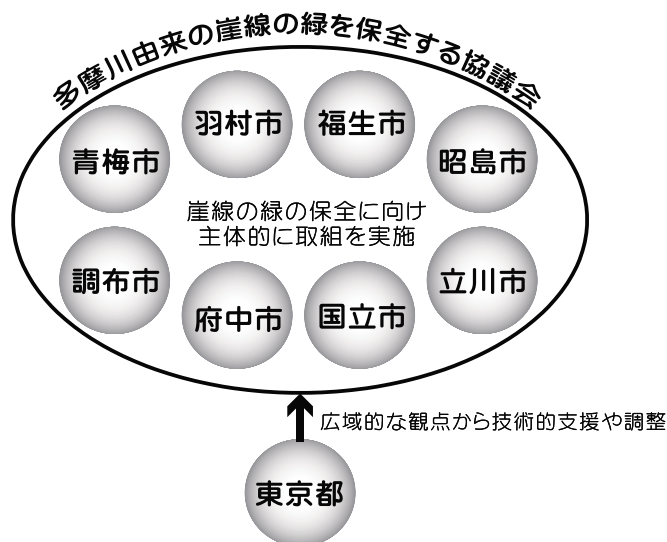
現在、市民団体等は崖線の緑の保全に向け、個別に活動していますが、維持管理方法や活動上の悩みや保全活動の拡大、活動の質の充実等について、市民団体同士が意見交換・情報交換できるプラットフォームをつくります。これにより、市域をまたいだ横断的な市民活動を協働で進めていき、行政はそれらを支援していきます。

企業等との連携による取組の推進

企業等はCSR(社会的責任)の観点から、緑地保全への企業の参加意欲も高まっています。企業等との連携により、企業の活力を崖線の緑の保全に発揮してもらえる取組を進めます。行政は活動の場の提供等で調整・対応していきます。

多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会

平成22年に東京都と区市町村が合同で策定した「緑確保の総合的な方針」の中で、多摩川由来の崖線の緑は、都市の中の重要な緑として位置付けられ、行政界を超えた一体的な保全の取組の必要性が提示されました。多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会は、これを契機とし、青梅市・羽村市・福生市・昭島市・立川市・国立市・府中市・調布市及び東京都により発足した協議会です。



多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン

発行：多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会

発行日：平成24年3月

お問い合わせ：	青梅市 都市整備部 公園緑地課 緑地保全担当	TEL：0428-22-1111
	羽村市 産業環境部 環境保全課 環境保全係	TEL：042-555-1111
	福生市 都市建設部 まちづくり計画課 計画グループ	TEL：042-551-1511
	昭島市 環境部 環境課 水と緑の係	TEL：042-544-5111
	立川市 都市整備部 都市計画課 景観係	TEL：042-523-2111
	国立市 生活環境部 環境保全課 水と緑の係	TEL：042-576-2111
	府中市 都市整備部 公園緑地課 緑化推進係	TEL：042-364-4111
	調布市 環境部 緑と公園課 みどりの推進係	TEL：042-481-7111
	東京都 都市整備局 緑地景観課	TEL：03-5388-3264

平成 22 年 3 月 31 日
協 議 会 決 定

多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 多摩川由来の崖線を保有する 8 自治体が、崖線を一体のものとしてとらえ、共同で緑の保全のあり方を検討するため、「多摩川由来の崖線^{※1}の緑を保全する協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について取組みを行う。

- (1) 崖線の緑の保全に関すること。
- (2) 前号に関する情報の交換等に関すること。
- (3) 保全に向けたガイドラインの策定に関すること。
- (4) 保全の重要性の普及啓発に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第 3 条 協議会は、別表 1 に掲げる 8 市の部長級の委員及び東京都の部長級の調整委員(以下「委員等」という。)をもって構成する。

(役員及び任期)

第 4 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 座長 1 名
 - (2) 副座長 1 名
 - (3) 会計 1 名
 - (4) 監査 1 名
- 2 座長及び副座長は、委員の中から、毎年、多摩川を下流から上流に向かう 2 市が輪番で行うものとする。
- 3 会計及び監査は、翌年度の座長及び副座長が行うものとする。
- 4 役員の任期は、1 年間とする。

(職務)

第 5 条 座長は、協議会を総括する。

※¹ 多摩川由来の崖線とは、別紙の範囲とする。

- 2 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき又は、座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、出納及び予算、決算に関することを行う。
- 4 監査は、事務の執行状況及び会計を監査する。

(会計年度)

第6条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第7条 協議会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(協議会の招集等)

第8条 協議会の招集及び運営は、座長が行う。

- 2 座長は、必要があると認めるときは委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 協議会は、第2条の所掌事項を達成した日をもって解散する。

(幹事会の設置)

第9条 所掌事項の詳細の検討等を行なうため、別表2に掲げる8市及び東京都の課長級の職員で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、第2条の所掌事項を達成した日をもって解散する。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会の事務局は、座長の属する部局に置く。

- 2 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、座長が委員等に諮って定める。

附 則

この要綱は平成22年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年2月24日から施行する。

多摩川由来の崖線の緑を考えるシンポジウム・ウォークラリー概要
チラシ（A4版）表面



多摩川由来の崖線の 緑^を考える シンポジウム・ウォークラリー

崖線(がいせん)とは 河川が流れを変えていく過程で、台地を削ってきた崖が一定の距離に渡って続いた段丘崖の連なり。

シンポジウム

【時間】10:00～12:15（9:30開場）

【会場】立川市女性総合センター1階アイムホール
※立川駅北口7分 ファーレ立川・センタースクエアビル1階

ウォークラリー

【集合】13:30から14:30の間に立川公園で受付後、随時出発
【コース】立川公園→矢川緑地→ママ下湧水公園→くにたち郷土文化館→城山公園
（約4km 所要時間2.5時間程度）
【解散】城山公園に到着した参加者から解散
※参加者がマップを見ながら移動し、崖線の魅力的なスポットで解説員が崖線の由来、水や緑、生物等について解説します！
※ウォークラリーのゴール地点でブルーベリー等の苗木のプレゼントを予定しています！

講演者(兼コーディネーター)/パネリスト

◆亀山 章氏 公益財団法人日本自然保護協会代表理事、東京農工大名誉教授
造園学・景観生態学専攻。崖線の緑や水の保全、植物や生物、市民協働のあり方等についての造詣が深い。多摩地域における緑にかかわる行政計画の策定委員会の委員長等を努めた実績をもつ。



◆大塚 高雄氏（東京の緑を守る将来会議副代表）
◆柴 俊男氏（環境省・環境カウンセラー）
◆中村 恭之氏（たちかわエコパートナー代表）
◆西田 一也氏（ママ下湧水公園の会会員）
◆山岸 修子氏（環境省・環境カウンセラー）

参加者募集

定員 200名程度（応募者多数の場合には先着順） 費用 無料
申込み 平成23年10月25日（火）～11月10日（木）

タイトルに「シンポジウムとウォークラリー参加希望」とご記入の上、氏名、年齢、住所、TEL、FAX、E-mailをFAXまたはE-Mailでご連絡ください。おって詳細をご連絡いたします。ご都合によりシンポジウムかウォークラリーのいずれかのみの方の参加の方は、申し込み時にお伝えください。

※申し込みをされている方は当日参加はできません
崖線シンポジウム・ウォークラリー開催事務局（担当：平野）
【FAX】03-5348-5431 【E-Mail】gaizensymposium@daiichi-kogyo.co.jp
※ご不明な点がございましたら上記までお問い合わせください

苗木
プレゼント

参加費
無料

平成23年 **11月19日** 土 10:00～16:30

主催：多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会

多摩川に由来する崖線に隣接する自治体は、崖線の緑の保全について共同で検討するために設置した協議会です。本件についての各自自治体の担当課は下記のとおりです。なお、詳細は各自自治体のHPにて「崖線シンポジウム」で検索！

立川市緑と公園課 府中市公園緑地課 国立市環境保全課 立川市都市計画課 昭島市環境課 緑生まちづくり計画課 羽村市環境保全課 青柳市公園緑地課 東京都府民環境局緑地環境課

東京都を東西に連なる崖線は、多摩川が南へと流れを変えていく過程で国分寺崖線と並走するように形成された延長約40kmの段丘崖の連なりです。崖線の豊かな湧水や緑は市街地の親水空間として市民の憩いの場となっており、野鳥や小動物などの生息域としても有用な空間となっています。

この多摩川由来の崖線は、青梅市・羽村市・福生市・昭島市・立川市・国立市・府中市・調布市を跨る広域的に連続した地形的特徴があることから、8市及び東京都において崖線の緑を保全する協議会を平成22年度に発足しました。今年度は、市民の皆さんとともに、多摩川由来の崖線とは何かを知り、緑の保全に向けて話し合う「シンポジウム」と美しい紅葉の崖線を散策する「ウォークラリー」を開催します。是非ご参加ください。

シンポジウム

基調講演者・コーディネーター

亀山 章 氏（かめやま あきら）
公益財団法人日本自然保護協会代表理事
東京農工大名誉教授

造園学・景観生態学専攻。崖線の緑や水の保全、植物や生物、市民協働のあり方等についての造けいが深い。多摩地域における緑にかかわる行政計画の策定委員会の委員長等を努めた実績をもつ。



パネリスト ※50音順

大塚 高雄 氏 東京の緑を守る将来会議副代表

柴 俊男 氏 環境省・環境カウンセラー

中村 義之 氏 たちかわエコパートナー代表

西田 一也 氏 ママ下湧水公園の会員

山岸 修子 氏 環境省・環境カウンセラー

ウォークラリー

散策コースの見所の一部をご紹介します！

★立川公園

集合・Start



矢川緑地



★ママ下湧水公園

★城山公園

Goal・解散



崖線の魅力を
いっぱい発見
しよう！

参加者募集

定員 200名程度（応募多数の場合には先着順）

費用 無料

申込 平成23年10月25日（火）～11月10日（木）

参加希望の方は、氏名、年齢、住所、TEL、FAX、E-mail、備考※をご記入の上、以下のFAXまたはE-Mailまでご応募下さい。追って詳細をご連絡いたします。

※ご都合等により、シンポジウムかウォークラリーのいずれかのみのご参加の方は、その旨を「備考」にご記入ください。

申込先：崖線シンポジウム・ウォークラリー開催事務局【FAX】03-5348-5431【E-Mail】gaisensympo@daiichi-kogyo.co.jp
□申し込みをされていない方は当日参加はできません。

ふりがな			年齢	
氏名				
住所	〒			
TEL		FAX		
E-mail		備考		

※ご記入いただいた個人情報は、当シンポジウム・ウォークラリーに関する範囲外では使用いたしません。